

議案第39号

岩手県就学指導委員会規則の一部を改正する規則

岩手県就学指導委員会規則（昭和50年岩手県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>岩手県就学指導委員会規則</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>県立の特別支援学校における教育内容等及び障害のある児童、生徒等の適切な就学について調査審議、助言等を行うため、岩手県就学指導委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立の<u>特別支援学校</u>における<u>教育内容等</u>について調査審議すること。</p> <p>(2) <u>障害のある就学予定者のうち、就学すべき学校の決定が困難な者</u>として市町村教育委員会から依頼のあったものの就学すべき学校の決定に関する助言に関すること。</p> <p>(3) 県立の<u>特別支援学校</u>に在学する<u>児童、生徒</u>のうち、当該学校で<u>障害の程度</u>を判断することが困難なものの就学すべき学校の決定に関すること。</p> <p>(4) その他<u>障害のある児童、生徒等</u>の適切な就学を図るために必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>障害のある児童、生徒等の親権者又は未成年後見人</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>学校教育室</u>において処理する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>岩手県教育支援委員会規則</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>教育上特別な支援を必要とする児童、生徒等</u>（以下「<u>児童生徒等</u>」という。）の適切な就学及び当該児童生徒等に対する<u>支援の内容等</u>について調査審議、助言等を行うため、<u>岩手県教育支援委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立の<u>学校</u>における<u>教育上必要な支援の内容等</u>について調査審議すること。</p> <p>(2) <u>児童生徒等</u>のうち、<u>障害の程度、障害の状態、教育上必要な支援の内容等</u>（以下「<u>障害の程度等</u>」という。）を<u>判断することが困難な者</u>として市町村教育委員会から依頼のあったものの就学すべき学校の決定に関する助言に関すること。</p> <p>(3) 県立の<u>学校</u>に在学する<u>児童生徒等</u>のうち、当該学校で<u>障害の程度等</u>を判断することが困難なものの就学すべき学校の決定に関する助言に関すること。</p> <p>(4) その他<u>児童生徒等</u>の適切な就学を図るために必要な事項に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>児童生徒等の親権者又は未成年後見人</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、<u>学校教育課</u>において処理する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月21日提出

岩手県教育委員会教育長 高橋 嘉行

理由

特別支援教育の推進を図る観点から、岩手県就学指導委員会の名称及び同委員会に調査審議させる事項等、所要の改正をしようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

## 岩手県就学指導委員会規則の一部を改正する規則案要綱

### 第1 改正の趣旨

特別支援教育の推進を図る観点から、岩手県就学指導委員会の名称及び同委員会に調査審議させる事項等、所要の改正をしようとするもの。

### 第2 規則案の内容

#### 1 題名、設置

委員会の名称を、「岩手県教育支援委員会」に改めること。「障害のある児童、生徒等」を「教育上特別な支援を必要とする児童、生徒等（以下「児童生徒等」という。）」に改めるなど委員会の設置目的について所要の改正を行うこと。

（題名、第1条関係）

#### 2 所掌事項

委員会の所掌事項について、県立の学校における教育上必要な支援の内容等について調査審議すること。市町村教育委員会から依頼のあった就学すべき学校の決定に関する助言について所要の改正を行うこと。県立の学校に在学する児童生徒等の就学すべき学校の決定に関する助言について所要の改正を行うこと。（第2条関係）

#### 3 組織

委員会の組織について、障害のある児童、生徒等の親権者又は未成年後見人から、児童生徒等の親権者又は未成年後見人と改めること。（第3条関係）

#### 4 庶務

委員会の庶務について、学校教育課において処理することに改めること。（第8条関係）

#### 5 施行期日

この規則は、平成29年4月1日から施行すること。（附則関係）

議案第40号

教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

教育職員等の勤務時間に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日とし、次条から第5条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第3条の2 第5条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(本庁の室課等に勤務する職員の勤務時間の割振り)</p> <p>第4条 本庁の室及び課並びに盛岡教育事務所に勤務する職員のうち管理又は監督の地位にある職員等であつて別に定める職員以外のものは、所属長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(2) 午前9時から午後5時45分まで</p> <p>2 前項に規定する勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。</p> <p>3 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日とし、次条から第6条までに定めるもののほか、職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第3条の2 第6条に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき7時間45分の範囲内で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間の割振りは1日につき7時間45分の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り)</p>

第4条の2 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第5条の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2・3 [略]

4 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第4条の2第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間）

第4条の3 [略]

2 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条の3第1項」と読み替えるものとする。

（学校等勤務職員の特例）

第5条 [略]

（非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り）

第6条 [略]

（補則）

第7条 [略]

第4条 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第6条の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があった場合において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。

2・3 [略]

4 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項に規定する」とあるのは、「第4条第1項及び第2項の規定により割り振られた」と読み替えるものとする。

（子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務における勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間）

第4条の2 [略]

2 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第4条の2第1項」と読み替えるものとする。

（子育て等の事情がある職員の勤務時間の割振りの特例）

第5条 所属長は、子育て、介護、通勤その他の別に定める事情がある職員（第3条第4項、第3条の2、第3条の3及び第7条の規定の適用を受ける職員並びに別に定める職員を除く。）から申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

(1) 午前7時30分から午後4時15分まで

(2) 午前8時から午後4時45分まで

(3) 午前9時から午後5時45分まで

(4) 午前9時30分から午後6時15分まで

2 前項に規定する勤務時間中に第3条第2項の規定による休憩時間を置く。

3 第3条第3項の規定は、前項に規定する休憩時間について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第5条第1項」と読み替えるものとする。

（学校等勤務職員の特例）

第6条 [略]

（非常勤職員の勤務時間及び勤務時間の割振り）

第7条 [略]

（補則）

第8条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月21日提出

岩手県教育委員会教育長 高橋 嘉行

理由

新たな時差通勤制度の実施に伴い、所要の改正を行おうとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

## 教育職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 第1 改正の趣旨

新たな時差通勤制度の実施に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

### 第2 規則案の内容

- 1 盛岡地区に係る時差通勤制度の規定を削除し、勤務時間の選択肢を追加した新たな時差通勤制度の規定を整備すること。(第4条、第4条の2及び第5条関係)
- 2 その他所要の整備をすること。(第3条、第6条、第7条及び第8条関係)
- 3 施行期日  
この規則は、平成29年4月1日から施行すること。

#### 【新たな時差通勤制度の概要】

趣 旨	職員個々の様々な事情に応じてより柔軟な勤務時間の選択を可能とすることで、職員のワークライフバランスの充実を推進するとともに、公務能率の一層の向上を図る。
対象公署	本庁、各教育事務所、学校、図書館、総合教育センター、生涯学習推進センター
対象職員	・所属長、育児短時間勤務職員、短時間勤務職員、臨時・非常勤職員以外の職員 ・学校にあつては、事務職員に限る。
要 件	次のいずれかに該当する職員 ・15歳までの子の養育を行う職員 ・要介護者の介護を行う職員 ・重度心身障がい者を養育する職員 ・通勤負担が緩和されると認められる職員 ・その他所属長が特に必要と認める職員
勤務時間	・A勤務 8:30～17:15 又は学校長等が定める勤務時間 ・B勤務 9:00～17:45 ・C勤務 8:00～16:45 ・D勤務 9:30～18:15 ・E勤務 7:30～16:15 (休憩時間45分の場合の終業時刻は15分短くなります。)

議案第41号

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和30年岩手県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																										
<p>第5条 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p> <p>第5条の2 免許法別表第8の規定により1種免許状又は2種免許状の授与を受けようとする者で、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭2種免許状を取得する場合</p> <table border="1" data-bbox="855 667 1458 1151"> <thead> <tr> <th rowspan="3">在職年数</th> <th rowspan="3">教科に関する科目</th> <th colspan="3">教職に関する科目</th> <th rowspan="3">生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</th> <th rowspan="3">教科又は教職に関する科目</th> </tr> <tr> <th colspan="3">教育課程及び指導法に関する科目</th> </tr> <tr> <th>各教科の指導法</th> <th>道徳の指導法</th> <th>保育内容の指導法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭2種免許状を取得する場合</p> <table border="1" data-bbox="855 1245 1458 1778"> <thead> <tr> <th rowspan="3">在職年数</th> <th rowspan="3">教科に関する科目</th> <th colspan="3">教職に関する科目</th> <th rowspan="3">生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</th> <th rowspan="3">教科又は教職に関する科目</th> </tr> <tr> <th colspan="3">教育課程及び指導法に関する科目</th> </tr> <tr> <th>各教科の指導法</th> <th>道徳の指導法</th> <th>保育内容の指導法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>7</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭2種免許状を取得する場合</p> <table border="1" data-bbox="855 1877 1458 2022"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在職</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">教職に関する科目</th> <th rowspan="2">生徒指導、教育</th> <th rowspan="2">教科又は教職</th> </tr> <tr> <th colspan="2">教育課程及び指導法に関する科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目			各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法	1				3		在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目			各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法	1		7	1		2	2		5	1		1	在職		教職に関する科目		生徒指導、教育	教科又は教職	教育課程及び指導法に関する科目							
在職年数	教科に関する科目			教職に関する科目					生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目																																																	
				教育課程及び指導法に関する科目																																																							
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法																																																							
1				3																																																							
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目																																																					
		教育課程及び指導法に関する科目																																																									
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法																																																							
1		7	1		2																																																						
2		5	1		1																																																						
在職		教職に関する科目		生徒指導、教育	教科又は教職																																																						
		教育課程及び指導法に関する科目																																																									

年数	教科に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法	育相談及び進路指導等に関する科目	に関する科目
1		7			2	
2		5			1	

(4) 小学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		
1	7	2			2	
2	5	1			2	
3	5	1			1	

(5) 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		
1		1	1		1	3
2		1	1		1	2

(6) 中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)を有する者が高等学校教諭1種免許状を取得する場合

在職	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教科又は教職に関する科目
		各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法		



	年	教科に				育相談	に關す
	数	關する	各教科	道徳の	保育内	及び進	る科目
		科目	の指導	指導法	容の指	路指導	
			法		導法	等に関	
						する科	
						目	
	<u>1</u>		<u>1</u>			<u>2</u>	<u>6</u>
	<u>2</u>		<u>1</u>			<u>1</u>	<u>4</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月21日提出

岩手県教育委員会教育長 高 橋 嘉 行

理由

教育職員免許法施行規則の一部改正に伴い、隣接学校種の免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、教職経験に応じた軽減措置を講じようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

## 岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案要綱

### 第1 改正の趣旨

教育職員免許法施行規則等の一部改正に伴い、隣接校種の免許状を授与される際に必要となる最低修得単位数について、授与を受ける免許状に係る教職経験に応じた軽減措置を講じようとするものである。

### 第2 規則案の内容

- 1 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第18条の5の都道府県教育委員会規則で定める単位の修得方法として、次のことを規定すること。（第5条の2関係）

	授与を受けようとする免許状 ※軽減の前提として 在職を要する校種	有する免許状	現行の最低修得単位数(計)	在職年数に応じた最低修得単位数の合計		
				1年	2年	3年
第1号	幼稚園教諭2種	小学校	6	3	—	—
第2号	小学校教諭2種	幼稚園	13	10	7	—
第3号	小学校教諭2種	中学校	12	9	6	—
第4号	中学校教諭2種	小学校	14	11	8	7
第5号	中学校教諭2種	高等学校	9	6	5	—
第6号	高等学校教諭1種	中学校1種	12	9	6	—

教職経験1年を経るごとに3単位を取得したとみなし、最大3年を経ることで、免許法施行規則第18条の4で定める現行の最低修得単位数の半数まで単位を減じることができるようにするものであり、これにより減じた後の科目別の必要単位数を、第1号～第6号の表で定めるもの。

- ・教科に関する科目
- ・教職に関する科目  
(教育課程・指導法、生徒指導・教育相談・進路指導、道徳指導法)
- ・教科又は教職に関する科目

- 2 施行期日（附則関係）

この規則は、平成29年4月1日から施行すること。

議案第42号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(室及び課の設置)</p> <p>第15条 本庁に次の室及び課を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>学校教育室</u></p> <p>(3) <u>生涯学習文化課</u></p> <p>(4) <u>スポーツ健康課</u></p> <p>(5) [略]</p>	<p>(室及び課の設置)</p> <p>第15条 本庁に次の室及び課を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>学校調整課</u></p> <p>(4) <u>学校教育課</u></p> <p>(5) <u>保健体育課</u></p> <p>(6) <u>生涯学習文化財課</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

第16条を次のように改める。

(室及び課の分掌事務)

第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

室及び課	分掌事務
教育企画室	<p>企画担当の分掌事務</p> <p>(1) 教育行政の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</p> <p>(3) 総合教育会議に関すること。</p> <p>(4) 教育施策の企画及び推進に関すること。</p> <p>(5) 教育委員会事務局の経営改革に関すること。</p> <p>(6) 政策の評価に関すること。</p> <p>(7) 情報化に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(8) 広聴、広報及び教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>(9) 請願、陳情及び要望の処理に関すること。</p> <p>(10) 報道機関との連絡に関すること。</p> <p>(11) 調査及び基幹統計その他の統計に関すること。</p> <p>(12) 統計資料の編集、発行及び普及に関すること。</p> <p>(13) 行財政構造改革の推進に関すること。</p> <p>(14) 教育委員会の会議に関すること。</p> <p>(15) 教育長及び教育委員の秘書用務に関すること。</p> <p>(16) 防災及び災害に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(17) 行政文書の管理に関する事務の総括に関すること。</p> <p>(18) 行政文書の受領、配布及び発送に関すること。</p> <p>(19) 行政文書の整理保存に関すること。</p>

- (20) 公印に関すること。
- (21) 情報公開及び個人情報保護に関する事務の総括に関すること。
- (22) 法規案及び重要文書の審査に関すること。
- (23) 教育委員会の規則その他諸規程の公布又は公表に関すること。
- (24) 教育関係法規の編集及び発行に関すること。
- (25) 争訟の総括に関すること。
- (26) 教育関係の一般社団法人及び一般財団法人並びに公益信託に関すること。
- (27) 市町村教育委員会の組織及び運営に関する事務の指導及び助言に関すること。
- (28) 市町村教育委員会が所掌する事務の指導、助言及び支援に関する事務の総括に関すること。
- (29) 奨学及び育英に関すること。
- (30) 行政手続に関すること。
- (31) 教育表彰（永年勤続者表彰を除く。）及び職員表彰に関すること。
- (32) 教育事務所の総括に関すること。
- (33) 教育振興基本対策審議会に関すること。
- (34) 本庁各室課及び教育事務所並びに学校以外の教育機関との連絡調整に関すること。
- (35) その他他室課の所掌に属しない事務に関すること。

予算財務担当の分掌事務

- (1) 歳入歳出予算及び決算の総括及び調整に関すること。
- (2) 本庁内の経理及び物品の管理に関すること。
- (3) 公立の高等学校に係る高等学校等就学支援金に関すること。
- (4) 県立学校の生徒の授業料減免に関すること。
- (5) 県立学校の幼児又は児童若しくは生徒の就学奨励及び就学援助又は修学奨励に関すること。

学校施設担当の分掌事務

- (1) 県立学校その他の施設の整備に関すること。
- (2) 県立学校その他の施設の教職員公舎の整備に関すること。
- (3) 県立学校の設備の整備に関すること。
- (4) 財産の総括に関すること。
- (5) 市町村立学校の施設及び設備の整備に係る指導及び助成に関すること。
- (6) 幼稚園の園児の就園奨励及び市町村立学校の児童又は生徒の就学奨励又は就学援助に係る助成に関すること。

営繕担当の分掌事務

- (1) 県立学校その他の施設の営繕に関すること。
- (2) 県立学校その他の施設の教職員公舎の営繕に関すること。
- (3) 市町村立学校の施設の整備に係る技術的指導に関すること。

教職員課

人事給与担当の分掌事務

- (1) 人事管理に関する制度の企画に関すること。
- (2) 職員及び県立学校職員の服務に関すること。
- (3) 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の任免に関すること。
- (4) 事務局及び学校以外の教育機関の組織、定数及び職制並びに県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の定数に関すること。

- (5) 事務の委任、専決及び代決に関する事。
- (6) 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の分限及び懲戒に関する事。
- (7) 職員、県費負担教職員（事務職員に限る。）及び県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関する事。
- (8) 叙位及び叙勲、褒章並びに教育表彰（永年勤続者表彰に限る。）に関する事。
- (9) 県費負担教職員の給与費及び旅費の負担に関する事。
- (10) 県立学校職員の給与費に関する事。
- (11) 教育職員の免許に関する事。
- (12) 職員及び学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- (13) 職員団体に関する事。

厚生福利担当の分掌事務

- (1) 職員及び学校職員の厚生福利に関する事。
- (2) 職員及び県立学校職員の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (3) 公務災害補償に関する事。
- (4) 職員及び学校職員の退職手当に関する事。
- (5) 恩給に関する事。
- (6) 職員及び学校職員の児童手当に関する事。
- (7) 公立学校共済組合及び教職員互助会に関する事。

小中学校人事担当の分掌事務

- (1) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の人事管理に関する制度の企画に関する事。
- (2) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の任免に関する事。
- (3) 県費負担教職員（事務職員を除く。）の分限及び懲戒に関する事。
- (4) 県費負担教職員及び県立中学校の職員（いずれも事務職員を除く。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関する事。
- (5) 市町村立の小中学校（小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）の学級編制及び職員定数に関する事。

県立学校人事担当の分掌事務

- (1) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の人事管理に関する制度の企画に関する事。
- (2) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の任免に関する事。
- (3) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の分限及び懲戒に関する事。
- (4) 県立学校の職員（県立中学校の職員、事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の研修（人事管理に関する研修に限る。）に関する事。
- (5) 県立学校の職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の定数に関する事。
- (6) 県立特別支援学校の学級編制に関する事。

学校調整課

学校調整担当の分掌事務

- (1) 学校教育の総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 県立学校の管理運営に関する事（他室課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導及び助言に関する事（他室課の所掌に属するものを除く。）。

	<p>(4) 市町村立の幼稚園、小中学校及び高等学校に係る認可及び届出に関する事。</p> <p>(5) 市町村立の専修学校及び各種学校に関する事。</p> <p>(6) 教科書の需給の調整に関する事。</p> <p>(7) 義務教育諸学校の教科用図書の無償給付及び給与の実施に関する事。</p> <p>(8) 県立総合教育センターに関する事。</p> <p>産業・復興教育担当の分掌事務</p> <p>(1) キャリア教育に関する事。</p> <p>(2) 産業人材の育成に関する事。</p> <p>(3) 復興教育の推進に関する事。</p> <p>(4) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害からの復興に係る学校教育の施策に関する事 (他室課及び他の担当の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(5) 県立学校の防災に関する事。</p> <p>(6) 市町村立の幼稚園及び小中学校の防災の指導及び助言に関する事。</p> <p>(7) 産業教育審議会に関する事。</p> <p>高校改革担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立高等学校の設置、廃止、組織編制及び学級編制に関する事。</p> <p>(2) 県立高等学校の再編計画に関する事。</p> <p>(3) 県立高等学校の通学区域に関する事。</p> <p>生徒指導担当の分掌事務</p> <p>(1) 生徒指導に関する事。</p> <p>(2) いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策委員会に関する事。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>学力向上担当の分掌事務</p> <p>(1) 児童及び生徒の学力の向上に関する事務の総括に関する事。</p> <p>(2) 教員の授業力の向上に関する事務の総括に関する事。</p> <p>(3) 小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の推進に関する事。</p> <p>(4) グローバル人材の育成に関する事。</p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 市町村立の幼稚園及び小中学校（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。次号から第4号までにおいて同じ。）並びに県立中学校に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関する事。</p> <p>(2) 市町村立の幼稚園及び小中学校の管理の指導及び助言並びに県立中学校の管理運営に関する事（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の職員の研修に関する事（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 県立中学校の入学者選抜に関する事。</p> <p>(6) 義務教育諸学校の教科用図書の採択に関する事。</p> <p>(7) 就学前教育の振興に関する事（教育企画室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8) 学校文化関係団体の育成に関する事（高校教育担当の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(9) 教科用図書選定審議会に関する事。</p>

	<p>高校教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立高等学校（通級による指導に係る部分を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 県立高等学校の管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 県立高等学校の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 中高一貫教育に関すること（義務教育担当の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 県立高等学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6) 県立高等学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>(7) 県立高等学校の教科用図書の採択に関すること。</p> <p>(8) 学校文化関係団体（高等学校に係るものに限る。）の育成に関すること。</p> <p>特別支援教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) 県立特別支援学校の設置、廃止、組織編制及び管理運営に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立の小中学校の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 特別な教育的支援を必要とする児童又は生徒の就学指導に関すること。</p> <p>(6) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関すること。</p> <p>(7) 県立特別支援学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>(8) 県立特別支援学校の教科用図書の採択に関すること。</p>
保健体育課	<p>保健体育担当の分掌事務</p> <p>(1) 公立学校における保健の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 学校安全に関すること（学校調整課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</p> <p>(4) P T A及び青少年教育団体の共済事業（学校等の管理下における負傷等に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(5) 学校給食に関すること（教育企画室の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6) 公立学校の食育の指導及び助言に関すること。</p> <p>(7) 学校体育の指導及び助言に関すること。</p> <p>(8) 学校体育関係団体の育成に関すること。</p>
生涯学習文化財課	<p>生涯学習担当の分掌事務</p> <p>(1) 社会教育に関する専門的技術的事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 生涯学習の総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>(3) 生涯学習の推進に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 家庭教育の振興及び指導に関すること。</p> <p>(5) 公民館、図書館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び運営の指導に関すること。</p>

- (6) 社会教育に関する学級講座、通信教育等の普及奨励に関すること。
- (7) 社会教育団体の育成及び指導に関すること。
- (8) 社会教育における視聴覚教育の奨励に関すること。
- (9) 社会教育主事の資格の認定に関すること（教育事務所の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 社会教育職員の研修に関すること。
- (11) ユネスコ活動に関すること。
- (12) 教育振興運動に関すること。
- (13) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。
- (14) P T A及び青少年教育団体の共済事業（学校等の管理下以外及びP T A活動中の負傷等に係るものに限る。）に関すること。
- (15) 県立生涯学習推進センター、県立図書館、県立青少年の家、県立美術館及び県立野外活動センターに関すること（県立美術館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む。）。
- (16) 社会教育委員、図書館協議会、生涯学習審議会及び美術館協議会に関すること。

文化財担当の分掌事務

- (1) 文化財の調査及び指定に関すること。
- (2) 文化財の保存管理の指導に関すること。
- (3) 文化財の公開に関すること。
- (4) 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。
- (5) 文化財の関係団体の育成及び指導に関すること。
- (6) 博物館の設置及び運営の指導に関すること。
- (7) 埋蔵文化財の鑑査及び引渡しに関すること。
- (8) 県立博物館及び県立埋蔵文化財センターに関すること（県立博物館に係る博物館資料の調査研究等に関することを含む。）。
- (9) 県立柳之御所史跡公園に関すること。
- (10) 博物館協議会及び文化財保護審議会に関すること。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>市町村立小中学校</u>の管理運営の指導及び助言に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>文化及び文化財</u>に関する事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>(6) 学校体育、<u>社会体育</u>、学校保健、学校安全及び学校給食の指導及び助言に関すること。</p> <p>(7)～(11) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>市町村立の小中学校</u>の管理運営の指導及び助言に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 文化財に関する事項の指導及び助言に関すること。</p> <p>(6) 学校体育、学校保健、学校安全及び学校給食の指導及び助言に関すること。</p> <p>(7)～(11) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

第28条第1項の表を次のように改める。



区 分	職	職 務	
	教育次長	教育長を補佐し、上司の命を受け、企画及び調整に関する事務を掌理する。	
本庁	室	室長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理する。
	課	総括課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
	教育企 画室	企画課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、室の事務を掌理するとともに、室長に事故があるとき、又は室長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		予算財務課長	
		学校施設課長	
		営繕担当課長	
	教職員 課	人事給与担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		厚生福利担当課長	
		小中学校人事課長	
		県立学校人事課長	
	学校調 整課	学校調整担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
		産業・復興教育課長	
		高校改革課長	
		生徒指導課長	
学校教 育課	学力向上担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。	
	義務教育課長		
	高校教育課長		
	特別支援教育課長		
保健体 育課	保健体育担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、その職務を代理する。	
生涯学 習文化 財課	生涯学習担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、担当区分に応じ、課の事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。	
	文化財課長		
教育 事務 所	所長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、教育事務所の事務を掌理する。	
	課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務を掌理するとともに、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、第26条に定める課の順序により、その職務を代理する。	

第28条第3項の表事務職員の部主任保健体育主事及び保健体育主事の項を削り、同表技術職員の部主任技師、技師、行政専門員、上席保健師、主査保健師、主任保健師、保健師、上席スポーツ医・科学専門員及びスポーツ医・科学専門員の項中、「保健師、上席スポーツ医・科学専門員及びスポーツ医・科学専門員」を「及び保健師」に改める。

改正前	改正後
<p>(附属機関)</p> <p>第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 教科用図書選定審議会</p> <p>(3) 岩手県産業教育審議会</p>	<p>(附属機関)</p> <p>第63条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 岩手県産業教育審議会</p> <p>(3) 岩手県いじめ問題対策委員会</p>

(4) <u>岩手県いじめ問題対策委員会</u> (5)～(10) [略] (11) <u>岩手県スポーツ推進審議会</u>	(4) <u>教科用図書選定審議会</u> (5)～(10) [略]
2 [略]	2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(岩手県産業教育審議会規則の一部改正)

2 岩手県産業教育審議会規則（昭和27年岩手県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>学校教育室</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>学校調整課</u> において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(教科用図書選定審議会規則の一部改正)

3 教科用図書選定審議会規則（昭和39年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>学校教育室</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>学校教育課</u> において処理する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

4 教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和41年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(教育長の専決) 第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(5) [略] (6) 附属機関（岩手県教育振興基本対策審議会、 <u>岩手県生涯学習審議会及び岩手県スポーツ推進審議会</u> を除く。）に対する諮問に関すること。 (7)～(10) [略]	(教育長の専決) 第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(5) [略] (6) 附属機関（岩手県教育振興基本対策審議会 <u>及び</u> 岩手県生涯学習審議会を除く。）に対する諮問に関すること。 (7)～(10) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(教育職員免許状更新講習に関する規則の一部改正)

5 教育職員免許状更新講習に関する規則（平成21年岩手県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習を受講できる者) 第2条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、現に岩手県教育委員会若しくは県内の市町村教育委員会（以下「教育委員会」と総称する。）の事	(講習を受講できる者) 第2条 免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号。以下「更新講習規則」という。）第9条第1項第2号の免許管理者が定める者は、現に岩手県教育委員会若しくは県内の市町村教育委員会（以下「教育委員会」と総称する。）の事

<p>務局又は教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員として在職する者のうち次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次に掲げる事務に従事する者</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p><u>エ 学校保健、学校安全及び学校体育の指導及び助言、学校給食の実施及び普及のための指導、助言及び援助並びに社会体育の普及、指導及び助言に関する事務</u></p> <p>オ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>務局又は教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員として在職する者のうち次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 次に掲げる事務に従事する者</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

平成29年3月21日提出

岩手県教育委員会教育長 高橋嘉行

理由

教育委員会事務局の組織を改めようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

## 岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

### 第1 改正の趣旨

教育委員会事務局の組織を改めようとするものである。

### 第2 規則案の内容

- 1 事務局本庁において、「学校教育室」を廃止し、「学校調整課」及び「学校教育課」を設置し、「生涯学習文化課」を廃止し、「生涯学習文化財課」を設置し、「スポーツ健康課」を廃止し、「保健体育課」を設置するとともに、組織の順序を変更すること。(第15条関係)
- 2 学校調整課、学校教育課、保健体育課及び生涯学習文化財課の設置に伴い、それらの課の分掌事務を定めること。(第16条、第25条関係)
- 3 学校調整課、学校教育課、保健体育課及び生涯学習文化財課の設置に伴い、それらの課に置く職及びその職務を定めること。(第28条第1項の表関係)
- 4 保健体育主事等の職を廃止すること。(第28条第3項の表関係)
- 5 その他所要の整備をすること。
- 6 施行期日等(附則関係)
  - (1) 平成29年4月1日から施行すること。
  - (2) 関係規則について、所要の整備をすること。

改正前	改正後
	<p><u>（教職員課の総括課長等の専決事項）</u></p> <p>第9条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p><u>総括課長専決事項</u></p> <p>（1）主査相当職以下の職員（指導主事、経営指導主事、社会教育主事及び社会教育主事補を除く。）及び学校職員（校長、副校長、教頭、主任指導教諭、主幹教諭、指導教諭及び指導養護教諭並びに主任主査相当職以上の事務職員を除く。）の任免に関する<u>こと。</u></p> <p>（2）職員及び学校職員の病気休職に関する<u>こと。</u></p> <p>（3）育児休業等任期付教職員の任免に関する<u>こと（市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。）。</u></p> <p>（4）配偶者同行休業任期付教職員の任免に関する<u>こと（市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。）。</u></p> <p>（5）再任用職員の任免に関する<u>こと。</u></p> <p>（6）技能職員等の任免及び分限に関する<u>こと。</u></p> <p>（7）一般研修（委託研修を除く。）の実施に関する<u>こと。</u></p> <p>（8）叙位及び叙勲（死亡叙勲及び高齢者叙勲に限る。）に関する<u>こと。</u></p> <p>（9）教育職員の免許に関する<u>こと（教育職員免許状の取上げ処分に関するものを除く。）。</u></p> <p>（10）職員及び学校職員の給料の決定に係る承認申請に関する<u>こと。</u></p> <p>（11）<u>特</u>地公署又は準特<u>地</u>公署並びにへき地学校の指定の申請（軽易なものに限る。）に関する<u>こと。</u></p> <p>（12）公務又は通勤による災害の認定の進達に関する<u>こと。</u></p> <p>（13）公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の規定に基づく事務に関する<u>こと。</u></p> <p><u>人事給与担当課長専決事項</u></p> <p>（1）職員及び県立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する<u>こと。</u></p> <p>（2）職員及び県立学校職員の営利企業等の従事許可に関する<u>こと。</u></p> <p>（3）岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事（軽易なもので所属長が承認したものを除く。）の承認</p>

に関すること。

(4) 市町村立小中学校の非常勤事務職員及び県立学校の非常勤職員（事務職員、学校栄養職員、技能職員等に限る。）の配置に関すること。

(5) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員及び学校栄養職員に限る。）の任免に関すること。

(6) 職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(7) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

(8) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の自己啓発等休業の承認に関すること。

(9) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員に限る。）の配偶者同行休業の承認に関すること。

(10) 職員及び学校職員の昇給、昇格、復職時等における給料月額調整等に関すること。

(11) 県立学校職員の給料の調整額の発令に関すること。

(12) 学校以外の教育機関の当直の勤務時間の変更の承認に関すること。

#### 厚生福利担当課長専決事項

(1) 職員及び学校職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員及び県立学校職員の衛生管理に関すること。

(3) 退職手当の裁定に関すること。

#### 小中学校人事課長専決事項

(1) 市町村立小中学校の非常勤講師の配置に関すること。

#### 県立学校人事課長専決事項

(1) 県立学校の非常勤職員（事務職員、学校栄養職員、技能職員等を除く。）の配置に関すること。

(2) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員及び学校栄養職員を除く。）の任免に関すること。

(3) 県立学校職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(4) 県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること

。

(5) 県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の自己啓発等休業の承認に関すること。

(6) 県立学校職員（事務職員、技術職員その他の職員を除く。）の配偶者同行休業の承認に関すること。

(学校調整課の総括課長等の専決事項)

(学校教育室の室長等の専決事項)

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

第10条 学校調整課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること。
- (2) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務に関し指導及び助言を与えること。
- (3) 県立学校の入学者選抜の実施に関すること。

学校企画課長専決事項

- (1)～(4) [略]

学力・復興教育課長専決事項

- (1) 児童及び生徒の学力並びに教員の授業力の向上に関し指導及び助言を与えること。
- (2) 小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の推進に関し指導及び助言を与えること。
- (3) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。
- (4) [略]
- (5) 市町村立の幼稚園及び小中学校（小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）並びに県立学校の防災に関し指導及び助言を与えること。

義務教育課長専決事項

- (1) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

高校教育課長専決事項

- (1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 県立高等学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 産業人材の育成に関し指導及び助言を与えること。

特別支援教育課長専決事項

- (1) 県立特別支援学校並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。）。

総括課長専決事項

- (1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること（学校教育課の所掌に属するものを除く。）。

学校調整担当課長専決事項

- (1)～(4) [略]

産業・復興教育課長専決事項

- (1) 市町村立の小中学校（小学校、中学校及び義務教育学校をいう。以下同じ。）並びに県立中学校及び県立高等学校におけるキャリア教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。
- (2) 産業人材の育成に関し指導及び助言を与えること。
- (3) [略]
- (4) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立学校の防災に関し指導及び助言を与えること。

(2) 県立特別支援学校及び市町村立の小中学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定及び入学期日等に関すること。

生徒指導課長専決事項

(1) [略]

(2) 学校安全に関し指導及び助言を与えること（学力・復興教育担当の所掌に属するものを除く。）。

生徒指導課長専決事項

(1) [略]

（学校教育課の総括課長等の専決事項）

第11条 学校教育課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 学校の管理運営に関し指導及び助言を与えること（学校調整課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事務に関し指導及び助言を与えること。

(3) 県立学校の入学者選抜の実施に関すること。

学力向上担当課長専決事項

(1) 児童及び生徒の学力並びに教員の授業力の向上に関し指導及び助言を与えること。

(2) 小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の推進に関し指導及び助言を与えること。

(3) グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。

義務教育課長専決事項

(1) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立中学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 学校文化関係団体の育成に関すること（高校教育担当の所掌に属するものを除く。）。

高校教育課長専決事項

(1) 県立高等学校における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 県立高等学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。



(3) 学校文化関係団体（高等学校に係るものに限る。）の育成に関すること。

特別支援教育課長専決事項

(1) 県立特別支援学校、県立高等学校の通級による指導並びに市町村立の小中学校の特別支援学級及び通級による指導における教育課程及び学習指導その他学校教育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 県立特別支援学校、県立高等学校及び市町村立小中学校の教員の研修の実施に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 県立特別支援学校への就学に係る学校指定、入学期日等に関すること。

(保健体育課の総括課長等の専決事項)

第12条 保健体育課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 学校体育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。

(2) 学校体育関係団体の育成に関すること。

保健体育担当課長専決事項

(1) 学校保健、学校安全及び学校給食に関し指導及び助言を与えること（学校調整課の所掌に属するものを除く。）。

。

(2) 県立学校の児童及び生徒の保健管理に関すること。

(3) 学校給食用物資の需給計画に関すること。

(4) 学校における食育に関し指導及び助言を与えること。

(生涯学習文化財課の総括課長等の専決事項)

(生涯学習文化課の総括課長等の専決事項)

第10条 生涯学習文化課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 文化の普及及び向上に関し指導及び助言を与えること

。

(2) 文化関係団体の育成に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

第12条の2 生涯学習文化財課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

生涯学習担当課長専決事項

- (1)～(3) [略]

文化担当課長専決事項

- (1) 文化施設の設備及び運営に関し指導及び助言を与えること（文化財に関するものを除く。）。  
(2) 青少年の家の管理に関すること。

文化財課長専決事項

- (1) 文化施設の設備及び運営に関し指導及び助言を与えること（文化財に関するものに限る。）。  
(2) 文化の普及及び向上に関し指導及び助言を与えること（文化財に関するものに限る。）。  
(3)～(6) [略]  
(7) 文化関係団体の育成に関すること（文化財に関することに限る。）。  
(8) [略]  
（スポーツ健康課の総括課長等の専決事項）

第11条 スポーツ健康課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

- (1) スポーツ・レクリエーション指導者の養成に関すること。  
(2) 体育関係団体の育成に関すること。  
(3) 生涯スポーツの専門的事項に関し指導及び助言を与えること。  
(4) 学校体育の専門的事項に関し指導及び助言を与えること。

施設・学校健康担当課長専決事項

- (1) 社会体育施設の設置及び運営に関し指導及び助言を与えること。  
(2) 野外活動センターの管理に関すること。  
(3) 学校保健及び学校給食に関し指導及び助言を与えること。  
(4) 県立学校の児童及び生徒の保健管理に関すること。  
(5) 学校給食用物資の需給計画に関すること。  
(6) 学校における食育に関し指導及び助言を与えること。  
（教職員課の総括課長等の専決事項）

第12条 教職員課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(7) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。

生涯学習担当課長専決事項

- (1)～(3) [略]

(4) 青少年の家の管理に関すること。

(5) 野外活動センターの管理に関すること。

文化財課長専決事項

- (1) 文化財関係施設の設備及び運営に関し指導及び助言を与えること。  
(2) 文化財保護に関し指導及び助言を与えること。  
(3)～(6) [略]  
(7) 文化財の関係団体の育成に関すること。  
(8) [略]

総括課長専決事項

- (1) 主査相当職以下の職員（指導主事、経営指導主事、社会教育主事、社会教育主事補及び保健体育主事を除く。）及び学校職員（校長、副校長、教頭、主任指導教諭、主幹教諭及び指導教諭並びに主任主査相当職以上の事務職員を除く。）の任免に関する事。
- (2) 職員及び学校職員の病気休職に関する事。
- (3) 育児休業等任期付教職員の任免に関する事（市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。）。
- (4) 配偶者同行休業任期付教職員の任免に関する事（市町村立小中学校の教職員に係るものを除く。）。
- (5) 再任用職員の任免に関する事。
- (6) 技能職員等の任免及び分限に関する事。
- (7) 一般研修（委託研修を除く。）の実施に関する事。
- (8) 叙位及び叙勲（死亡叙勲及び高齢者叙勲に限る。）に関する事。
- (9) 教育職員の免許に関する事（教育職員免許状の取上げ処分に関するものを除く。）。
- (10) 職員及び学校職員の給料の決定に係る承認申請に関する事。
- (11) 特地公署又は準特地公署並びにへき地学校の指定の申請（軽易なものに限る。）に関する事。
- (12) 公務又は通勤による災害の認定の進達に関する事。
- (13) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）の規定に基づく事務に関する事。

人事給与担当課長専決事項

- (1) 職員及び県立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事。
- (2) 職員及び県立学校職員の営利企業等の従事許可に関する事。
- (3) 岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）第10条に規定する兼職及び他の事業等の従事（軽易なもので所属長が承認したものを除く。）の承認に関する事。
- (4) 市町村立小中学校の非常勤事務職員及び県立学校の非常勤職員（事務職員、学校栄養職員及び技能職員等に限る。）の配置に関する事。
- (5) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員及び学校栄養職員に限る。）の任免に関する事。
- (6) 職員の大学院修学休業の許可に関する事。

(7) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員及びその他の職員に限る。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

(8) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員及びその他の職員に限る。）の自己啓発等休業の承認に関すること

。

(9) 職員及び県立学校職員（事務職員、技術職員及びその他の職員に限る。）の配偶者同行休業の承認に関すること

。

(10) 職員及び学校職員の昇給、昇格及び復職時等における給料月額調整等に関すること。

(11) 県立学校職員の給料の調整額の発令に関すること。

(12) 学校以外の教育機関の当直の勤務時間の変更の承認に関すること。

#### 厚生福利担当課長専決事項

(1) 職員及び学校職員の厚生福利に関すること。

(2) 職員及び県立学校職員の衛生管理に関すること。

(3) 退職手当の裁定に関すること。

#### 小中学校人事課長専決事項

(1) 市町村立小中学校の非常勤講師の配置に関すること。

#### 県立学校人事課長専決事項

(1) 県立学校の非常勤職員（事務職員、学校栄養職員及び技能職員等を除く。）の配置に関すること。

(2) 県立学校の臨時的任用教職員（事務職員及び学校栄養職員を除く。）の任免に関すること。

(3) 県立学校職員の大学院修学休業の許可に関すること。

(4) 県立学校職員（事務職員、技術職員及びその他の職員を除く。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

(5) 県立学校職員（事務職員、技術職員及びその他の職員を除く。）の自己啓発等休業の承認に関すること。

(6) 県立学校職員（事務職員、技術職員及びその他の職員を除く。）の配偶者同行休業の承認に関すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月21日提出

岩手県教育委員会教育長 高橋 嘉行

理由

教育委員会事務局の組織改編等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この訓令案を提出する理由である。

## 岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令案要綱

### 第1 改正の趣旨

教育委員会事務局の組織改編等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

### 第2 訓令案の内容

- 1 学校調整課、学校教育課、保健体育課及び生涯学習文化財課の設置に伴い、それらの課の総括課長等の専決事項を定めること。(第10条～第12条の2関係)
- 2 その他所要の整備をすること。
- 3 施行期日(附則関係)  
平成29年4月1日から施行すること。

議案第44号

教育財産管理規則の一部を改正する規則

教育財産管理規則（昭和39年岩手県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(公有財産規則の準用)			(公有財産規則の準用)		
第13条 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第8条第2項及び第4項並びに第9条から第15条までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第13条 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第8条第2項及び第4項並びに第9条から第20条（第3項後段を除く。）までの規定は、教育財産について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
規 定	読み替えられる字句	読み替える字句	規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第2項	課長等又は地方公所長	[略]	第8条第2項、第17条第3項、第19条第1項、第2項及び第4項並びに第20条第1項、第2項及び第4項	課長等又は地方公所長	[略]
	財産の分掌換え	教育財産の分掌換え			
第8条第4項	[略]		第8条第4項	[略]	
	財産の所管換え又は分掌換え	教育財産の分掌換え		所管換え又は分掌換え	分掌換え
[略]			[略]		
第12条第2項及び第14条第2項	[略]		第12条第2項、第14条第2項、第17条第4項、第19条第4項及び第20条第4項	[略]	
第15条	[略]		第15条	[略]	
			第18条第2号及び第6号	知事	教育長
			第20条第3項	当該財産を所管する部局長	教育長
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月21日提出

岩手県教育委員会教育長 高橋 嘉行

理由

県立学校等における自動販売機設置の公募制導入に当たり、教育財産の貸付けに係る規定を新たに加えようとするものである。これが、この規則案を提出する理由である。

## 教育財産管理規則の一部を改正する規則案要綱

### 第1 改正の趣旨

県立学校等における自動販売機設置の公募制導入に当たり、教育財産の貸付けに係る規定を新たに加えようとするもの。

### 第2 規則案の内容

- 1 教育財産における公募制導入に当たり、教育財産を貸し付けるための事務の取扱いについて、公有財産規則における普通財産を貸し付ける場合の規定を準用する旨の規定を新たに加えること。(第13条関係)
- 2 施行期日  
平成29年4月1日から施行する。(附則関係)

## 議案第 45 号

文化財の指定及び保持団体の認定に関し議決を求めることについて

次のとおり文化財の指定及び保持団体の認定をすることについて、議決を求める。

### 1 岩手県指定有形文化財の指定

指定番号	名 称	員数	所 有 者
有第 259 号	白檀塗合子形兜	1 頭	盛岡市内丸 12 番 2 号 盛岡市
有第 260 号	鞍迫観音堂算額	1 面	遠野市宮守町上鱒沢第 18 地割 90 番地 白山神社

### 2 岩手県指定無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定

指定番号	名 称	保 持 団 体
無民第 44 号	大原水かけ祭り	一関市・大東大原水かけ祭り保存会
無民第 45 号	大宮神楽	大宮神楽保存会

平成 29 年 3 月 21 日提出

岩手県教育委員会教育長 高 橋 嘉 行

### 理由

岩手県指定有形文化財の指定をし、並びに岩手県指定無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。



諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（工芸品）
名 称 ・ 員 数	<small>びやくだんぬりごう す なりかぶと</small> 白檀塗合子形兜 1頭
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	盛岡市内丸12番2号 盛岡市
文化財の所在場所	〒020-0023 盛岡市内丸1番50号 もりおか歴史文化館
指 定 理 由	<p>口の広がった椀を臥せた形状の兜で、鉄地に白檀塗とする。X線写真を見ると鉢部分は六枚張りで、上部はやや椎形、下部を裾広がり形成し、頭頂部の高台部分は別に作り4カ所カラクリ留めしていることがわかる。鉢下端内側に、眉を打ち出し表裏を朱漆塗とした内眉底<small>まびし</small>が鉋留めされている。鉢表面は幾度かの修理のため金色、朱色、黒色など複数の色を呈しており、本来の色味を推定するのは難しいが、鉄地の上に堅牢な下地漆を施し、その上に黒漆塗とし、さらにその上に銀箔を張り、赤みを帯びた透漆をかけて白檀塗としたと推定される。鞆は割鞆三段下り。二段以下を三分割して素懸威とするが、背面のみ裾板一段欠失のため、二段となっている。</p> <p>前立がなく、椀を臥せた特異な形状の兜は桃山時代の変わり兜の一種として捉えることができる。また、鞆<small>しろ</small>を板札の割鞆とするのは、天正18年(1590)に豊臣秀吉から伊達政宗が拝領した、白糸威胴丸具足の熊毛椎形兜(重要文化財・仙台市博物館蔵)にもみられる形式である。</p> <p><small>よしたか</small>黒田孝高(如水)の兜は江戸時代から「如水の赤合子」と称されていた。この兜は黒田孝高が慶長9年(1604)3月、臨終時に家臣の栗山利安によろいと共に与えたと伝えられる。利安の長男利章は寛永9年(1632)に黒田家の内紛(黒田騒動)により南部家にお預けとなった。栗山家は姓を内山と変え、南部家に仕えている。記録によればこの兜は黒川家から南部家に献上されているが、栗山家(内山家)との関係は未詳。</p> <p>以上のようにこの兜は、南部家に入るまでの経緯については未詳の点があるものの、簡素で大胆な形状であることや割鞆とするなど、桃山時代の特徴を示す変わり兜として貴重である。そのため岩手県有形文化財指定基準の2に該当し、指定にふさわしいものと考えられる。</p>

	<p>(指定基準)</p> <p>第1 有形文化財指定基準 絵画、彫刻、工芸品の部</p> <p>2 県の絵画史上、彫刻史上又は工芸史上特に意義のある資料となるもの。</p>
--	---

## 参 考 写 真



白檀塗合子形兜（もりおか歴史文化館提供）

## 諮 問 物 件 調 書

種 別	有形文化財（歴史資料）
名 称 ・ 員 数	<small>くらはさまかんのんどうさんかく</small> 鞍迫観音堂算額 1面
所有者（保持者・団体）の住所・氏名（名称）	遠野市宮守町上鱒沢 18 地割 90 白山神社
文化財の所在場所	〒028-0302 遠野市宮守町上鱒沢 19 地割 37-2 鞍迫観音堂絵馬収蔵庫
指 定 理 由	<p>当該文化財は鞍迫観音堂（平成6年岩手県指定有形文化財）に、寛保3年（1743）閏4月に上鱒沢村の宇夫長三郎（幸清）が奉納したものであり、子孫の宇夫氏が神社別当を継承して現在に至っている。</p> <p>鞍迫観音堂は、明治以前は<small>あんぼくさんふくりゅうじ</small>鞍迫山福瀧寺を別当寺とし、遠野郷七観音のひとつであるが、福瀧寺は明治初年に廃寺となり白山神社と改称された。本尊は平安中期ごろの制作とされる十一面観音像（遠野市指定有形文化財）であり、鞍迫観音堂は、仁寿2年（852）に慈覚大師円仁が自刻の十一面観音像を安置したことに始まるという伝承があるが、万治2年（1659）に全焼し、寛文10年（1670）に再建されたものが現存観音堂である。当該算額は平成12年（2000）に遠野市指定有形文化財となっており（市町村合併により旧宮守村指定有形文化財を引き継ぐ）、古来、鞍迫観音堂に奉納された他の絵馬とともに、昭和56年（1981）に建築された絵馬収蔵庫に収蔵されている。</p> <p>算額の内容は問題2問と「<small>つけた</small>附り金銀割」が掲載されている。第1問は<small>てんげんじゆつ</small>天元術（<small>さんぎ</small>算木・<small>さんばん</small>算盤を利用して高次方程式を解く方法）の問題で現代の高校数学Bに対応するが、解法に至るまでが難しい。第2問はいわゆる鶴亀算で現代の小学校から中学校程度の問題。「附り金銀割」は金銀貨と銭貨の換算に関するものである。</p> <p>内容は代数問題であるが、算額は図の見栄えのこともあり幾何問題が多いとされ、代数算額は一割ほどにすぎないといわれる。その点でも希少価値がある。</p> <p>全国の現存算額は820面を超え、寛政享和期（18世紀）まで約40面、以降文化文政～慶応期まで約400面、残りは明治・大正・昭和期のものである。岩手県内には99面の現存算額があり、史料に残</p>

された記録算額を含めれば 172 面の算額が奉納（作製）された。

当該算額は全国の現存算額中、奉納（作製）順において金ヶ崎八幡神社算額（昭和 55 年〈1980〉岩手県指定有形文化財）に次ぎ第 8 番目となっている。現存全国第 8 位の古さ、県内第 2 位、盛岡藩領では現存最古の算額である。地域への和算の伝播を知る貴重資料である。

（指定基準）

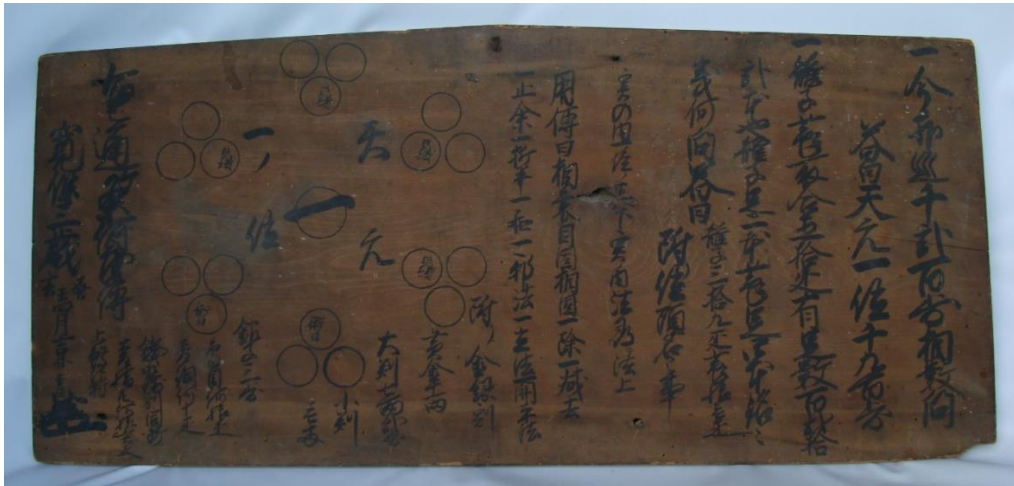
第 1 有形文化財指定基準

歴史資料の部

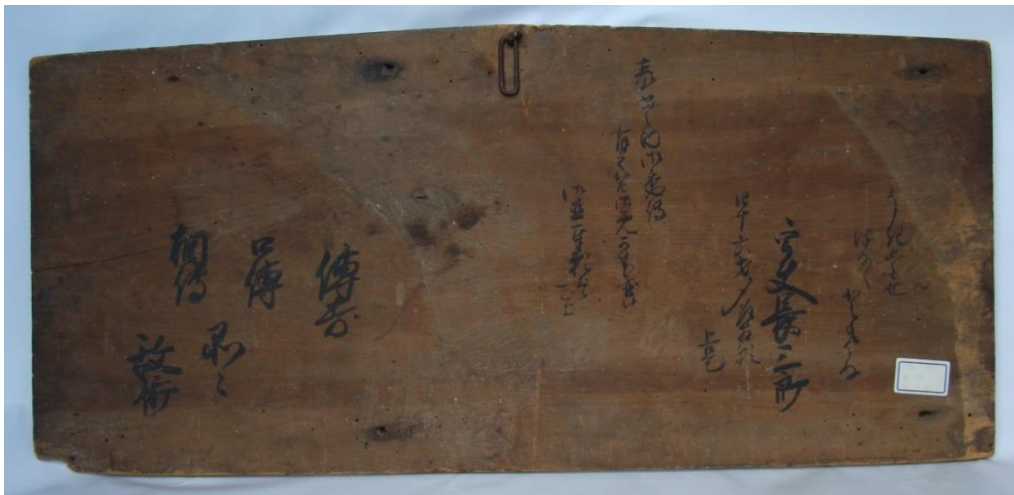
1 政治、経済、社会、文化等県の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの。

【参考：遠野市指定有形文化財（指定年月日平成 12 年 2 月 22 日）】

## 参 考 写 真



鞍迫観音堂算額（表）



鞍迫観音堂算額（裏）

諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財
名 称 ・ 員 数	大原水かけ祭り(おおはらみずかけまつり)
所有者（保持者・団体） の住所・氏名（名称）	一関市大東町大原川内 5 - 1（大原公民館内） 一関市・大東大原水かけ祭り保存会（会長 鈴木 功）
文化財の所在場所	〒029-0711 一関市大東町大原
指 定 理 由	<p>当該文化財は、一関市大東町大原で毎年旧暦正月 18 日に行われている年中行事で、「火防御祈禱」と記された旗を持った旗持ちに続き、厄払いの祈禱を受けた白木綿の腹巻をした裸の厄男たちと、加勢人といわれる少年たちが町内を走り抜けるときに沿道の人たちから水をかけられるもので、火防祈願や厄払いなどをするものである。</p> <p>起源となる正確な文献等は残されていないが、江戸城を始め江戸の町が壊滅状態となった明暦の大火（明暦 3 年＝1657 年 1 月 18 日）に端を発し、万治元年（1658）の旧正月 18 日に始まったと伝えられており、年代を示す現存資料としては、先述の文化六年（1823 年）銘の旗が伝存されている。なお、祭りの継続の観点等から、昭和 47 年以降は、開催日を旧暦正月 18 日から 2 月 11 日に移行している。</p> <p>祭りでは厄男たちである裸の男たちに続く「加勢人」の存在が重要である。「加勢人」は、祭りに参加できない厄年の女性の代理を務める役割があるほか、小正月に各家々を廻り餅などをもらって歩くカセオドリと同様に来訪神と同質と考えられており、このことは、走り終わった厄男たちも夜に厄年の家を訪問し、料理やお酒がふるまわれることから読み取ることができる。</p> <p>これらのことから、当該文化財は、火防祈願や厄払いの要素だけでなく、小正月行事としての性格を伝えており、地域的特色が豊かで貴重である。また、水をかける祭りとして昇華したという点においても全国的に珍しい祭りである。</p> <p>（指定基準） 第 4 無形民俗文化財指定基準 1 風俗慣習 (1)由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもの</p> <p>【参考：一関市指定無形民俗文化財（指定年月日平成 17 年 9 月 2 日）】</p>

参 考 写 真



大原水かけ祭り



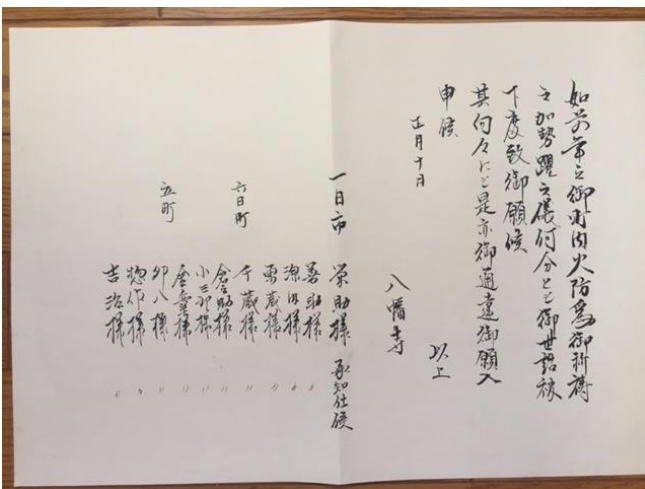
加勢人正面（一関市提供）



加勢人後姿（一関市・大東大原水かけ祭り保存会提供）



加勢人の衣装



加勢人に関する文書



文政6年の旗

## 諮 問 物 件 調 書

種 別	無形民俗文化財
名 称 ・ 員 数	大宮神楽(おおみやかぐら)
所有者（保持者・団体） の住所・氏名（名称）	盛岡市本宮字大宮 51 大宮神楽保存会（代表 鈴木亜希子）
文化財の所在場所	〒020-0866 盛岡市本宮字大宮 51
指 定 理 由	<p>大宮神楽は盛岡市本宮に鎮座する大宮神社の奉納神楽である。氏子の地域は現在も本宮・向中野・下鹿妻と広範囲であり、信仰を集めている。</p> <p>来歴は、延暦年間（延暦二十三（804）年とも伝えられる）から大同三（808）年に、征夷大將軍坂上田村麻呂の奥州下向の際に同行した神職家鈴木母多里麻呂藤原正純（現在の鈴木宮司家の祖先）により神楽が創始・奉納されたことが伝えられている。神楽は「大宮神社鈴木家の神楽」と認識され、その後も代々鈴木家が庭元となり、その血族により引き継がれ守られた。</p> <p>大宮神社は古来より権力者や地域住民の信仰の対象として崇敬され、近世期には南部藩との深い関わりを持った。このことは鈴木家所有の『神社由緒書 鈴木和泉』や、『南部叢書』などの記録からうかがい知ることができる。</p> <p>また、大宮神楽は、社家神職が伝える神楽ではあるが、鈴木家と南部藩との関わりや、代々の大宮神社の宮司が京都吉田家の許状を得ていることなどから、南部藩主の意向で神職としての祓いや祈祷を行いながら、布教活動の一環として祭礼や季節の行事などで神楽を舞っていた。そのことから、修験系神楽の舞の特色も有している。そのためその神楽は修験系神楽の要素を取り入れ、神道系の解釈を加え仏教的所作を省くなどして再構成しながら独自の舞を仕上げたものと考えられる。</p> <p>神楽は鈴木家の分家である松岡家・鈴木家・泉館家により担われてきたが、大宮神社に対する地域住民の信仰は篤く、戦後舞手が不足してからは神社周辺の住民が三家に加わり神楽を守ってきており、神楽を通して信仰を基盤とした大宮神社と地域住民の繋がりをみることが出来る。</p> <p>以上のように、歴史的裏付けをもち、近世期以降の地域における神楽の持つ役割、そして社会背景の中での芸能の変遷や、その担い手の</p>

	<p>状況を知るうえで重要であることから、指定にふさわしいものと考え る。</p> <p>(指定基準)</p> <p>第4 無形民俗文化財指定基準</p> <p>2 民俗芸能</p> <p>(2) 芸能の変遷の過程を示すもの</p> <p>(3) 地域的特色を示すもの</p> <p>【参考：盛岡市指定無形民俗文化財（指定年月日昭和46年4月6日）】</p>
--	---

## 参 考 写 真



獅子頭の権現様



権現舞の様子



神社由緒書 鈴木和泉



神楽本



千代の御神楽